

平成15年6月24日
長崎自然共生フォーラム研究会資料



自然再生推進法と自然再生事業

環境省自然環境局
生物多様性企画官 上杉哲郎

自然再生をめぐる経緯

- 平成13年 5月 小泉総理大臣所信表明
「自然と共生する社会の実現」
- 平成13年 7月 21世紀「環の国」づくり会議報告
「自然再生型公共事業」を提唱
- 平成13年12月 総合規制改革会議第一次答申
多様な主体の参画による「自然再生事業」
- 平成14年 3月 新・生物多様性国家戦略策定
「自然再生」を施策の柱の一つ
- 平成14年12月 自然再生推進法の制定

生物多様性国家戦略 ～見直しの背景～

生物多様性国家戦略（平成7年10月）

わが国の生物多様性の現状
（3つの危機）

環境基本計画の改定
生物多様性の保全を戦略的プログラム
に位置づけ（平成12年12月）

環境省（自然環境局）発足
平成13年1月

21世紀「環の国」づくり会議
答申（平成13年5月）

パブリックコメント等意見募集
1000名2000件以上（平成14年2月）

中央環境審議会答申
戦略見直し（平成14年3月）

関係省庁の施策の動向

河川法改正（H9）、海岸法改正（H11）により両法の目的
に「環境の保全」が追加
食料・農業・農村基本法の成立（H11）により、自然環境
保全等の農業の多面的機能の発揮を位置づけ
港湾法改正（H12）により、目的に「環境保全への配慮」
が追加
森林・林業基本法の成立（H13）により、森林の多面的機
能の発揮を明確化
水産基本法の成立（H13）により、水産資源が生態系の
構成要素であることを明確化

小泉総理所信表明
「自然と共生する社会」の実現
平成13年5月

総合規制改革会議答申
「戦略を13年度中に改定すべき」
平成13年12月

新・生物多様性国家戦略の決定（平成14年3月）

新・生物多様性国家戦略

～特徴～

わが国の生物多様性の現状を
「3つの危機」として整理

第1の危機: 人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊をもたらしている。

第2の危機: 里地里山(雑木林、田畑、あぜ道、ため池等)など人為的に管理され、守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少することによる影響

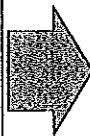
第3の危機: その地域には、存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれることによる影響。

新・生物多様性国家戦略

～3つの目標と施策の方向～

3つの目標

- ①種・生態系の保全
地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全
- ②絶滅の防止と回復
新たな種の絶滅を防止するとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図る
- ③持続可能な利用
生物多様性の減少をもたらさない持続可能な利用を行う



施策の大きな方向

- ①保全の強化
保護地域制度の強化、指定拡充
科学的データに基づく保護管理の充実、絶滅防止対策、移入種対策etc.
- ②自然の再生
今までの自然資源の収奪、自然破壊から展開し、人間が自然の再生プロセスを手助けし自然の再生・修復を進める。
- ③持続可能な利用
里山など人間の管理により維持されてきた自然を守るため、これらの管理(利用)を支援。環境アセスメント制度等を活用。

自然再生事業の進め方 ～新・生物多様性国家戦略～

科学的データを基礎とする丁寧な実施

- 事前に十分な調査を行い、事業着手後も常にモニタリングし、その結果に科学的評価を加えて、事業内容を修正する順応的な方法を採用。
- 自然再生の主役は、自然の持つ復元力であり、人の手は補助的に加えるもの。
- 地域の自然資源や伝統的な手法の活用、人力による労働集約的な作業など、きめ細かな丁寧な手法による実施。

自然再生事業の進め方 ～新・生物多様性国家戦略～

多様な主体の参画と連携

- 目標の設定・役割分担の調整や共同事業の実施など関係省庁が連携。
- 調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで、地方公共団体、専門家、NPO等多様な主体が参画できる仕組みづくりが重要。
- 科学的・社会的情報を共有し、地域住民、NPO等を含む関係者間での合意形成により再生目標を設定。

「自然再生」は「地域再生」

地域の自主的・主体的な取組による自然再生

- 地域に固有の生態系・自然環境を取り戻すことで地域の個性を発揮
- 地域の社会、経済のあり方を循環型社会・共生型社会へと見つめなおす好機
- 自然再生事業への参加は、最も効果的な自然環境学習の機会

自然再生推進法とは

★目的

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

「基本的方向を定めるとともに、自然再生の基本的枠組み、手順を定めるもの」

★「自然再生」とは

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。

「開発行為の代償措置ではないことを、基本方針に明記」

自然再生事業は、河川、湿原、干潟、藻場、森林その他の自然環境を対象とした以下の行為

**保
全**

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する

**再
生**

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す

**創
出**

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などによりその地域の自然生態系を取り戻す

**維
持
管
理**

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う

自然再生推進に当たって重要な視点

地域における資源と知見の把握と活用

間伐材や粗朶などの地域の自然資源の活用、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努める

地域の環境と調和した農林水産業の推進

自然再生を効果的に進めるため、農薬の使用の削減を行うなど環境に配慮した農林水産業を推進

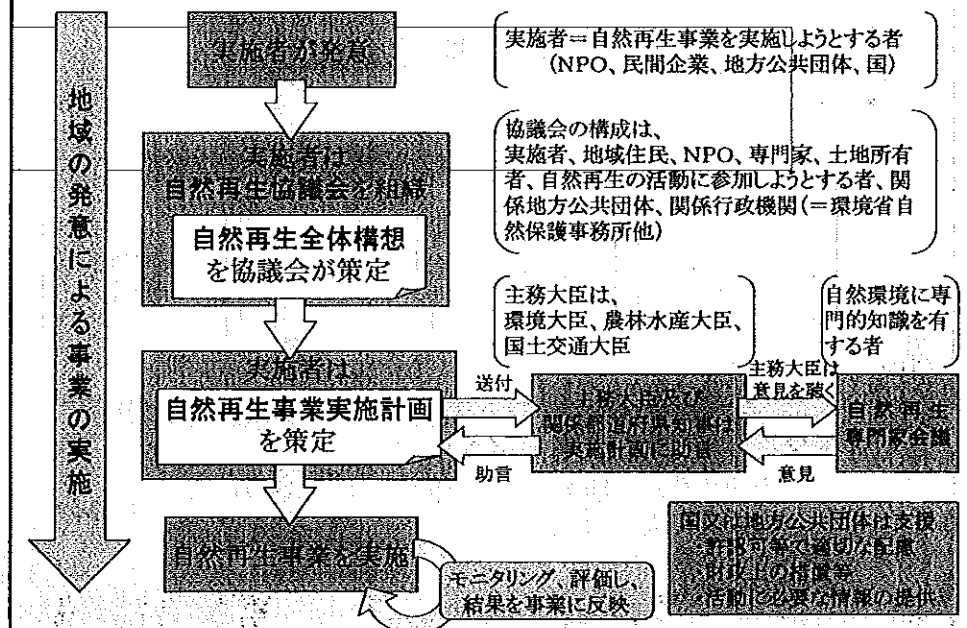
地球規模の視野

地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮。CO2等の排出を削減した工法や、森林の育成等、地球温暖化への配慮。

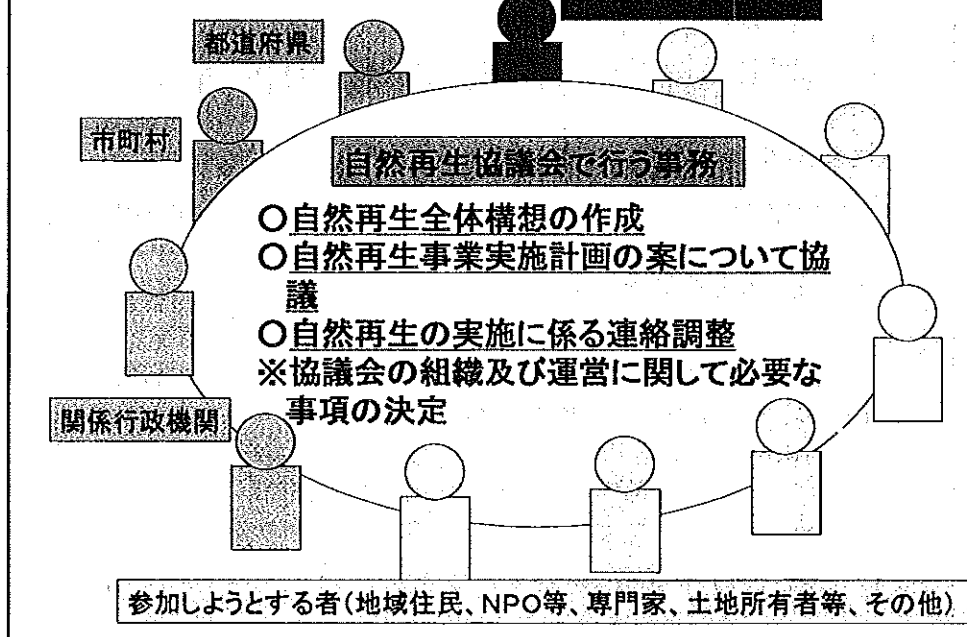
広域的な連携

一つの地方公共団体の範囲を越える広範囲の地域で自然環境が減少または劣化している場合、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に取り組む。

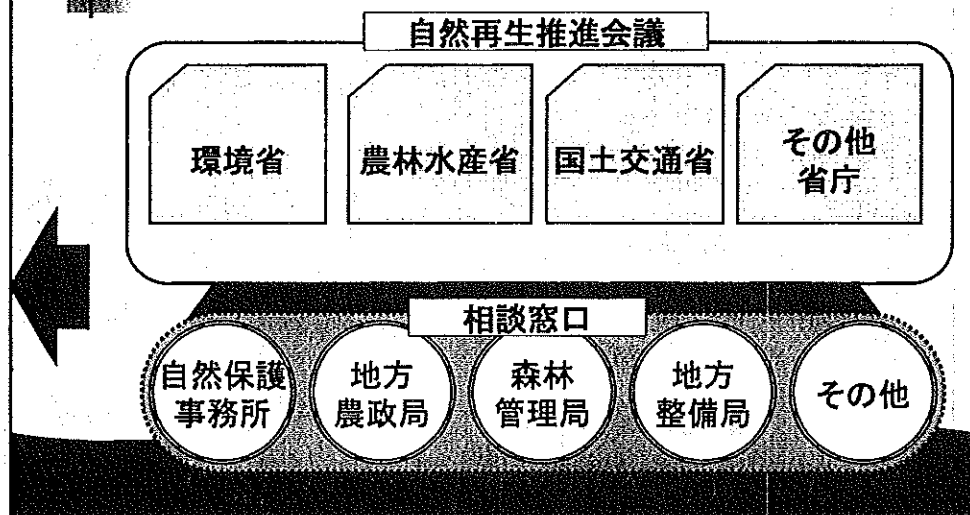
自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



自然再生協議会



政府内での連携体制



平成15年度

環境省自然再生事業関連予算

◇自然再生に係る調査・計画策定 4.9億円

○自然再生基本調査 30百万円

○自然再生推進計画調査 464百万円

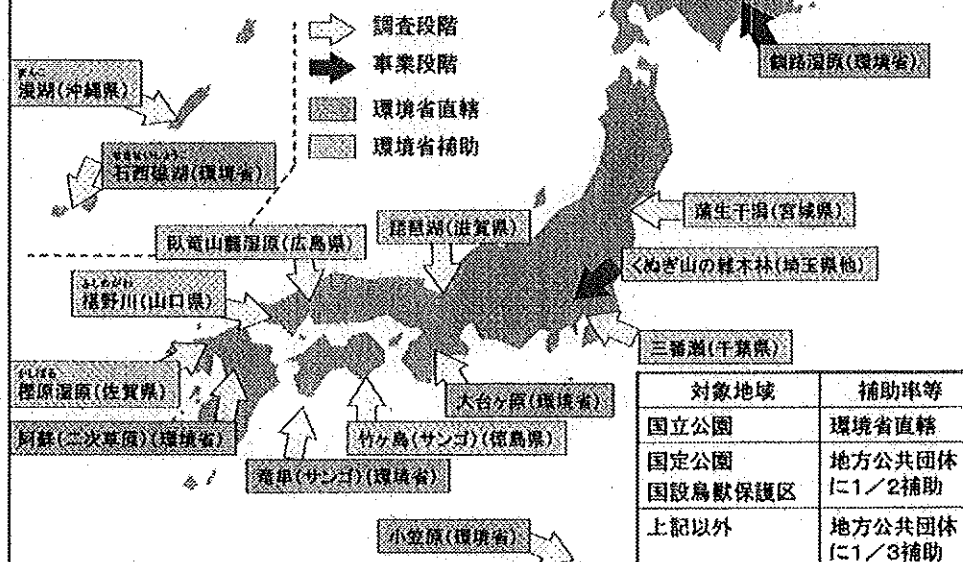
◇自然再生事業の実施 5.1億円

○自然再生整備事業：釧路湿原（直轄） 5億円

○ふるさと自然再生事業：埼玉県くぬぎ山周辺（補助） 8百万円

◇自然再生情報整備推進費 45百万円

自然再生事業(調査)実施
箇所(H15.5)



自然再生事業「釧路方式」

